

江府町告示第 19 号

江府町環境林造林事業費補助金交付要綱をここに公布する。

令和 8 年 4 月 1 日

江府町長 白石祐治

江府町環境林造林事業費補助金交付要綱

制定 令和8年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、江府町環境林造林事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、江府町補助金等交付規則（昭和38年江府町規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ計画的に行う、環境林を含む間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道の開設等を支援することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、鳥取県造林事業実施要綱（平成17年1月27日付第200400001557号鳥取県農林水産部長通知。以下、「県要綱」という。）に係る補助金の交付決定を受けたものとする。

(補助金の交付)

第4条 町長は、第2条の目的を達成するため、別表第2欄に掲げる者（以下「森林所有者等」という。）に対し、別表第4欄に係る経費のうち予算の範囲内で本補助金を交付する。

(交付申請の時期)

第5条 本補助金の交付申請は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第18条第1項の通知日から30日以内に行わなければならない。
2 規則第5条の申請書に、江府町環境林造林事業実績及び収支決算書（様式第1号）を添付する。

(交付決定及び額の確定)

第6条 町長は、交付申請を受けた後、規則第6条により本補助金を交付すべきものと認められ併せて事業が完了し、額が確定している場合は、江府町環境林造林事業費補助金交付決定兼額確定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表

1 対象事業	2 事業主体	3 補助対象森林	4 補助対象経費	5 補助率	6 実施基準
江府町環境林 造林事業	森林法（昭和26年 法律第249号）第2 条第2項に規定す る森林所有者（森 林所有者から補助 事業の委託を受け た個人事業者及び 法人も含む。）、 森林組合及び素材 生産業を営む者 （日本標準産業分 類にある「素材生 産業」を営む個人 事業者及び法人と する。）	個人及び町内に主な拠 点を有する法人が所有 する森林であって、森 林経営計画認定（町長 認定に限る）を受けた 森林。 上記の要件を満たし、 経営計画整備森林の5 0%以上の環境林が含 まれる場合	1) 間伐（搬出） 2) 森林作業道の新設 [造林事業を活用]	1) 保安林（間伐・ 作業道）12% 2) 普通林（間伐） 7% を上乘せ	1) 間伐 不用木除去費、不良木淘汰費、 搬出集積費 2) 森林作業道 伐開費、除根費、土工費、工作 物設置費

様式第1号（第5条関係）

年度 江府町環境林造林事業実績及び収支決算書

1 事業の内容

(1) 間伐施行地の概要

森林所有者氏名	施行地				樹種	林齢	間伐面積 (ha)	間伐材積 (m ³)	保安林の場合 は○を 記入	備考
	市 町 村	大字	字	地番						

(注) 1 間伐面積は、少数第2位まで記載すること。

2 出荷区分は、自力・委託の別を記載すること。

「自力」とは、森林所有者が自ら出荷又は販売する場合、「委託」とは、森林所有者が森林組合等へ間伐材の出荷又は販売を委託する場合をいう。

(2) 森林作業道の概要

作業道の名称	幅員 (m)	開設延長 (m)	管理主体

2 収支決算書

(1) 収入

(単位：円)

区 分	決 算 額	備 考
町 補 助 金		
県 補 助 金		
そ の 他		
計		

(2) 支出

区 分	決 算 額	備 考
事 業 費		

3 事業完了年月日

年 月 日

4 添付書類

- (1) 森林経営計画認定書の写し
- (2) 経営計画整備森林の50%以上の環境林を示した図面。(生産林及び環境林を色別)
- (3) 鳥取県造林事業費補助金に係る補助金交付申請書の写し(添付書類を含む)及び補助金等の額の確定通知書の写しを添付すること。

様式第2号（第6条関係）

番 号
年 月 日

様

江府町長

年度江府町環境林造林事業費補助金交付決定兼額の確定通知書

年 月 日付で交付申請のあった補助金の交付について、江府町補助金等交付規則（以下「規則」という。）第8条及び第19条の規定により下記のとおり交付決定し併せて額を確定したので、江府町環境林造林事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業の名称 江府町環境林造林事業
- 2 交付決定額及び確定額 金 円

- 3 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。